

名称等	土屋 雄二郎 氏 紺綬褒章の褒状伝達		
実施日時	平成 30 年 10 月 24 日(水曜日) 13時30分から		
場所	市役所4階 市長応接室		
担当	産業振興部観光戦略課		
	直通 055-934-4747	内線 2513	
	産業振興部商工振興課		
	直通 055-934-4749	内線 2582	

## 1 内容

土屋雄二郎氏が、平成 29 年 10 月に行った沼津市への寄附に対し、平成 30 年 5 月 30 日付けで紺綬褒章が授与されました。

このことにつき、市長から褒状の伝達を行うものです。

## 2 紺綬褒章について

褒章は、特定の分野における善行等を表彰するものであり、黄綬褒章、紫綬褒章、藍綬褒章、紅綬褒章、緑綬褒章、紺綬褒章の6種類が定められています。

このうち、紺綬褒章は、公益のため私財を寄附した個人又は団体を顕彰する制度であり、寄附金額の基準は、個人においては「500万円以上の現金又は、評価額が500万円以上の物件」、団体においては「1,000万円以上の現金又は、評価額が1,000万円以上の物件」です。

このたび、土屋雄二郎氏は、平成 30 年 5 月 30 日付けをもって紺綬褒章の褒状を授与されたことが、内閣府より発令されました。

## 3 寄附の概要

寄附者	土屋 雄二郎 氏 (雄大株式会社 代表取締役)
寄附年月日	平成29年10月30日
寄附の種類	沼津市ふるさと納税
寄附金額	500万円

## 4 寄附金の今後の用途について(沼津市奨学金返還支援制度)

沼津市の社会減による人口減少に危機感を抱いており、この寄附が少しでもその対策に役立てればとの土屋氏の思いを踏まえて、この度創設した「沼津市奨学金返還支援制度」に積み立てをいたします。沼津市奨学金返還支援制度の詳細は別紙のとおりです。

## 沼津市奨学金返還支援制度の創設について

### 1 目的

本市の産業界と市が協力し、奨学金の貸与を受けていた学生が、市内の中小企業に就職し、市内に居住した場合、その奨学金の返還を支援することにより、学生等の本市中小企業への就職及び本市への定住を促進することを目的とする。

### 2 支援の対象者

- ・独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）又は第二種奨学金（有利子）の貸与を受けた者で、沼津市内の中小企業に就職し居住した者
- ・就職前年の9月までに、沼津しごと応援サイト（ぬまジョブ）を通じ事前エントリーをした者

### 3 支援の金額

- ・奨学金返還金の月額を基礎とし、年間24万円まで
- ・支援期間は、奨学金の返還期間とし、最長60月（5年）
- ・補助金の総額は、一人当たり120万円まで

### 4 支援の実施時期

- ・平成31年4月に就職する者から支援の対象
- ・当面、平成31年度～35年度までの5年間を支援対象者の選定期間とし、毎年度、選考により5人程度を支援対象者として認定

### 5 基金の創設等

- ・平成30年9月市議会定例会にて「奨学金返還支援事業基金条例」が成立
- ・基金創設後、本市の産業界に協力を呼びかけ、企業等からの寄附金を基金に繰り入れ、財源として充当

### 6 補助金支給の流れ（平成31年4月就職者の場合）

- ・平成30年7～9月 事前エントリー（学生等→市）
- ・平成31年5月 支援対象者認定申請書提出（学生等→市）
- ・平成31年6～7月 支援対象者の選考・認定（市）
- ・平成32年3月 補助金交付申請書提出（学生等→市）
- ・平成32年5月 補助金交付（市→学生等）